一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市穴吹町三島字三谷一五八四、一五八五の一、一五八八の三、一五八八の七、一五九七の五、一五九七の六、一五九八の三、一六〇四の二、穴吹町口山字梶山五七、五八、六二八、字調子野二六二、二九八の一、二九九、六二〇の二、六三一、六三四、六五八の一、六五、六六六の二、字西山三六八、六二四の二、穴吹町古宮字北又一一二七、一一二九、一一四五、字葛生三六、三七、五三四、字生子屋敷一八六、一八七、字半平二八五の一、二八五の二、二八六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字三谷一五八四、一五八五の一・一五八八の三・一五九八の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一五八六の七、一五九七の五、一五九七の六、一六〇四の二、字梶山五七（次の図に示す部分に限る。）、五八、六二八、字調子野二六二、二九八の一、二九九、六二〇の二、六三一・六三四・六五八の一・六六五・六六六の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字西山三六八、六二四の二、字北又一一二七、一一二九・一一四五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字葛生三七・五三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字生子屋敷一八六（次の図に示す部分に限る。）、一八七、字半平二八五の一（次の図に示す部分に限る。）、二八五の二、二八六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年十二月二十五日　　農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市木屋平字川上カケ六の二、七の一、八の一、九の一、一二の一、一三の一、七八、七九、八〇の一、八〇の二、八一、八五、一〇〇の一、一〇一の一、一〇一の二、一〇四の一、一六七、一八七、一八九、一九四の一、二九八、三一〇の三、三二五、三三七、三三八の一、三三九の一、三四九の二、三五〇から三五三まで、三五五の二、三八七から三九〇まで、三九一の一、三九三から三九九まで、四〇二から四〇四まで、四〇九、四一〇、四六五から四六九まで、五三七、五四四から五五四まで、五五六の二、五六二の四、五六九、五七二の一、五七二の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字川上カケ六の二、二九八、三一〇の三、四六九、五五一、五七二の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年十二月二十五日　　農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市穴吹町口山字梶山五五、五六七の二から五六七の七まで、六二五の四、六二六の一、六二六の二、六三三、穴吹町古宮字内田五六九、字四合地一七、二一、二六〇、二六八の一、二六八の二、字生子屋敷四一八、四一九、五七九、五八〇の二、字平谷一二二の一、七四七、七四八の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字梶山五五、五六七の二から五六七の七まで、六二五の四、六二六の一、六二六の二、六三三、字四合地一七、二一、字生子屋敷四一八、四一九、五七九、五八〇の二、字内田五六九・字四合地二六〇・二六八の一・二六八の二・字平谷一二二の一・七四七・七四八の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十四号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年十二月二十五日　　農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市穴吹町口山字西山五三三の二、六〇八、穴吹町古宮字内田三四七、四七三、五二七、五五〇の二、五五〇の三、五六六の三、五七八、五七九、五九八、六〇〇、六〇二、六〇六、六〇七、六一〇、六一一、六二八、六三三の二、六四五、字葛生三六一の一から三六一の三まで、三六二の一から三六二の三まで、三六三、三六四、三七一の一、三七一の五、三七三の一から三七三の三まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字西山五三三の二、六〇八、字内田三四七、四七三・五七八・五七九・六二八・六三三の二・六四五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、五二七、五六六の三、五七八、五七九、六〇〇、六〇二、六〇六、六〇七、六一〇、六一一、字葛生三六一の一から三六一の三まで、三六二の一から三六二の三まで、三六三、三六四、三七一の一、三七一の五、三七三の一から三七三の三まで
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十五号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年十二月二十五日　　農林水産大臣　西川　公也